

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「オリンピックには魔物が住む」と言われますが、その場所に立つ人の心が作り出すものです。大きなプレッシャーが不安や緊張や恐怖心という魔物を住まわせ別人にしてしまうのです。どれほど完全な練習を積み重ねてきても、本番で普段の実力を発揮できずに魔物に押しつぶされるのも自分の心が決めるものです。

プレッシャーに負けずに実力を発揮するには「人事を尽くして天命を待つ」というプレッシャーとは勝負をしないという境地になれるかどうかでしょう。

オリンピックには女神も住んでいます。

私の書棚より

○後退を防ぐ最善策は、小さなステップでもいいから前進しつづけることだ。たんに維持することが可能であっても、その場合は後退しているのと同じことになる。

○目的は勝つことではなく、組織が改善しつづけ、適応しつづけ、変化する顧客要求を満たしつづけられるような能力を身につけることだ。

「トヨタのカタ」

マイク・ローザー著 日経 BP 社

税務アンテナ

□宿直料又は日直料として支給されるものについては、1回につき4,000円までの部分に相当する金額は課税されないこととされています。

これは、宿直や日直した場合には自宅で食事ができず、食事代の負担が多くなることを考慮したものであるから、別に食事の支給をしていれば、非課税限度額の4,000円から、その支給した食事の価額を控除した金額が課税されない金額となります。

ただし、宿直又は日直をしたことにより、代日休暇が与えられる場合や休日又は夜間の留守番のために雇用された人に支給されるものは課税の対象となります。

□居住用家屋につき、キッチン、浴室、トイレ又は浴室のいずれかを増設する多世帯同居改修工事であって、その工事費用の合計額が50万円を超える場合には、その工事費用（250万円を限度）に相当する住宅ローンの年末残高の2%が5年間税額控除されます。また、住宅ローンをしていない場合には、多世帯同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%がその年に限り税額控除されます。

これらの特例は、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

9月の税務スケジュール

| | |
|-----|---|
| 10日 | ○ 8月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日) |
| 30日 | ○ 7月決算法人の確定申告 ○ 29年1月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 10月、29年1月、4月決算法人の消費税中間申告 |

| | |
|-----|---------------------------|
| 30日 | ○ 9月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 |
|-----|---------------------------|

今月の贈る言葉『想像力のない奴に翼は持てない』 by モハメド・アリ